

非研究開発衛星の調達手続等について

アクション・プログラム実行推進委員会決定

平成 2 年 6 月 1 4 日

第14回アクション・プログラム実行推進委員会

先般行われた人工衛星の研究開発及び調達の問題に係る合衆国政府との討議の結果（別添資料）を踏まえ、我が国政府としては、非研究開発衛星を、別紙のとおり公開、透明、かつ、無差別な手続に従って調達することを決定する。

非研究開発衛星の調達手続

I. 総論

1. 政策

非研究開発衛星を調達するための、透明、公開、かつ、無差別な競争的手続を設けることは、政府の政策である。競争的手続に従うことにより、意図するとせざるとを問わず、国内外の如何なる企業も、調達機関の要求に応える非研究開発衛星を提供する際、優遇され、阻害され又は拒絶されない。

以下の手続は、この政策を 十分かつ効果的に実施するために定められたものであり、すべての非研究開発衛星の調達に適用される。本手続は、ガット政府調達協定（以下「協定」という。）の要件との整合性を確保しつつ実施される。

2. 適用範囲

2.1 本手続は、政府による若しくは政府のための、又は衛星調達手続が政府の直接の若しくは間接的な監督下にある機関（N T Tを含む。）によるすべての人工衛星（研究開発衛星及び非研究開発衛星上の研究開発ペイロードを除く。）の調達を対象とする。

2.2 本手続は、新技術を含み又はそれを伴うものを含め、すべての非研究開発衛星の調達に適用される。

2.3 本手続に特に規定されていない事項に関しては、協定に定める考慮と同様の考慮が払われる。

II. 定義

1. 「機関」とは、政府及び衛星調達手続が政府の直接の又は間接的な監督下にある機関を言う。

2. 「調達」又は「調達する」とは、研究開発衛星及び非研究開発衛星上の研究開発ペイロードを除くほか、すべての衛星（又は衛星能力（微小なものを除く。））を調達機関自身が又は調達機関のために取得（購入又は借入れ）することをいう。「調達」には機関の要求要件の確立、機関の要求要件を満たす仕様書の作成、入札招請、供給者の選定、落札、契約財務、契約履行、契約管理並びに機関の要求要件を満たす過程に直接関連する技術上の及び管理上の諸機能が含まれる。

3. 「微小能力」とは、当該衛星の全能力に対して15%を超えない能力をいう。たとえば、通信衛星の場合、全能力は各中継器の設計有効寿命（月数又は年数で示す。）に中継器の数を乗じることによって決定される。その他の衛星の場合、この公式は、適用可能な場合に用いられる。日米両政府のいずれも、この公式が適用できないと考える場合には、協議を要請することができ、当該協議は速やかに開始されるものとする。

III. 手続

1. 衛星区分

1.1 政府は、毎年、研究開発衛星の開発計画を含む「宇宙開発計画」を官報に掲載する。政府は、次期「宇宙開発計画」の公表以前に従前の計画に含まれない衛星を研究開発衛星若しくは非研究開発衛星上の研究開発ペイロードとして開発することを決定したとき、又は、従前の計画に含まれる衛星に変更を加えることを決定したときには、その決定を、衛星の区分が適切であることが確認されるよう十分詳細に官報に掲載する。掲載される情報には、当該衛星に係るすべての関連側面に関する概要が含まれる。

1.2 政府が、計画中の衛星を研究開発衛星又は非研究開発衛星上の研究開発ペイロードとして区分した場合であって、潜在的な供給者又は合衆国政府が当該区分は本手続に合致していないと信ずる場合には、当該衛星の区分に関して、当該供給者は合衆国政府に対して日本国政府との協議を開始するよう要請することができ、また、合衆国政府は、自らの発意でかかる協議を開始することができる。合衆国政府は1.1に基づく情報の掲載の後、速やかにそのような協議を要請する。

1.3 合衆国政府のそのような要請があった場合には、両国政府は迅速な方法で協議を行う。

2. 調達企画

2.1 機関は、非研究開発衛星を必要とする場合には、可能な限りの競争を促進し、提供するために調達企画を実施し、かつ、市場調査を行う。

調達企画の目的は、最も効果的かつ時宜を得た方法で機関が自ら要求を満足させることを確保することである。

市場調査は、潜在的な供給者を特定するために利用される。

機関と潜在的供給者との間では、可能な限り情報の交換が行われる。

2.2 機関は、その最低限の要求要件に基づき、非研究開発衛星の調達

企画について官報による公表（以下、「公表」という。）を行う。

公表は、供給者からの一般的な参考資料及び基本的な要求要件に関するコメント（入手可能な仕様書その他の技術情報を含む。）の提出招請とする。

公表に基づき応募する供給者は同等に扱う。

上記の公表は、供給者からの上記資料及びコメント提供の受付期限の前日から起算して少なくとも４０日前に行なわれる。

2.3 公表には次の事項を記載する。

- 2. 3. 1 衛星取得計画及び実際に必要とされる最低限の要求要件
- 2. 3. 2 資料及びコメント提出の受付期限
- 2. 3. 3 公表に基づき応募する供給者から要求があった場合には、
導入説明書を送付する旨の注記並びに導入説明書の入手先及び期間
- 2. 3. 4 非研究開発衛星取得についての説明会を開催する旨の注記
- 2. 4 機関は、公表に基づき応募する供給者から要求があった場合には、
関連の導入説明書を交付する。
- 2. 5 導入説明書には少なくとも次の事項を記載する。
 - 2. 5. 1 資料の提出先（担当窓口）
 - 2. 5. 2 供給者の照会受付場所又は追加情報の照会先。
 - 2. 5. 3 資料提出の受付期限
 - 2. 5. 4 取得を計画している非研究開発衛星に関する詳細な仮要求要件（入手可能な仕様書、業務内容書その他の関連資料に記載される程度のもの）
 - 2. 5. 5 非研究開発衛星の取得に関する説明会の日時及び場所
 - 2. 5. 6 実際の入札招請書の草案及びすべての関連文書並びに入札招請に応じて提出された入札書の評価に用いられる評価要素の可能な範囲での暫定的な記述
- 2. 6 機関は、非研究開発衛星の取得に関する説明会を開催する。

日時、場所が導入説明書に明記されていない場合には、機関は、公表に基づき応募した全ての供給者に対して、情報検討のための十分な余裕が確保されるように、案内状を送付する。
- 2. 7 機関は、公表及び導入説明書の内容に関して、供給者からの照会に対して速やかに応ずるものとする。
- 2. 8 機関は、導入説明書に関する修正を行い、又は追加の情報を有する場合には、供給者が十分な余裕をもって当該修正又は情報を検討し、対応することができるように、当該修正又は追加情報を、

公表に基づき応募する関係供給者のすべてに同時に提供する。

2.9 機関は、提出された資料に関し、提供者に対し質問又は照会を行

うことができる。ただし、一部の供給者を優遇するような方法で行ってはならない。また、機関は、必要な場合には、提出された資料に関し、性能及び機能の検証を含む調査を行うことができる。

2.10 機関は、供給者から提供された資料又は情報を、調達 of いずれの段階においても、当該供給者の同意なくして第三者（他の供給者を含む。）に開示又は公表しない。

2.11 機関は、調達のいずれの段階においても、一部の供給者を優遇するような方法で情報を提供し、又は拒否してはならない。

3. 仕様書の作成

調達機関は、非研究開発衛星を必要とすると判断する場合には、実際に必要とされる最低限の要求要件を含む適切な衛星の仕様書を作成する。

仕様書は、以下の要件を満たすものとする。

3.1 機関の定める技術仕様であって、品質、性能、安全性、寸法、検査、検査方法、記号、専門用語、包装、証票、ラベル等、調達される非研究開発衛星の特性を定めるもの及び機関の定める適合性の証明要件は、国際貿易に対する障害をもたらすことを目的として立案され、制定され又は適用されてはならず、国際貿易に対する不必要な障害をもたらす効果を有するものであってはならない。

3.2 機関は、技術仕様を定めるに当たり、可能な場合には、

3.2.1 デザインよりも性能に着目し、

3.2.2 国際規格、国内強制規格又は認められた国内任意規格に基づいてするものとする。

4. 入札においては、調達に当たって適合することを要求する要件として商標、商号、特許、デザイン若しくは形式又は産地若しくは生産者を特定してはならず、当該要求の説明においてこれらに言及してはならない。

ただし、これらを用いなければ十分に明確な又は理解しやすい当該要件の説明を行うことができない場合にその説明において「又はこれと同等のもの」というような文言をこれらに付すときは、この限りでない。

5. 調達機関は、特定の調達のための仕様書の基準に利用し得る助言を、競争を妨げる効果を有するような方法で、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある企業に対し求め、又は当該企業から受けてはならない。

6. 入札手続

6. 1 非研究開発衛星の調達に当たっては、可能な限り、公開の入札手続を利用する。公開の入札手続とは、関係供給者のすべてが入札を行うことのできる手続をいう。
6. 2 単一入札の手続は、本手続の規定又は本手続の意図及び目的に反して用いられてはならない。

単一入札の手続とは、機関が協定第5条16及び17に従って供給者と個別に折衝する手続をいう。
6. 3 機関は、単一入札の手続により非研究開発衛星を調達する場合には、契約授与の前日から起算して少なくとも40日前に当該調達に関する情報を官報に掲載する。機関は、官報に掲載された情報に基づいて供給者から照会があった場合には、これに速やかに応ずるものとする。
6. 4 機関が、協定第5条16Cに定めるように、当該機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、非研究開発衛星を単一入札の手続により調達する場合には、前項に規定する40日間の公示期間は必要とされない。

7. 調達計画の公示

7. 1 機関は、調達計画の各々を官報に掲載して公示する。この公示は、入札手続への参加に対する招請となるとともに、調達に参加するか否かにつき予想される供給者が事情を踏まえた営業判断を行うことを可能とするよう、十分な情報を記載するものとする。
7. 2 調達計画の公示には次の事項に関する情報を含む。
 7. 2. 1 調達する非研究開発衛星に係るすべての関連側面の概要（性能に関する要求項目を含む。）
 7. 2. 2 納入期日
 7. 2. 3 入札説明書の入手先及び最終期日並びに当該入札説明書の作成に用いる言語
 7. 2. 4 契約を締結し、仕様書その他の文書を入手するために必要な情報を提供する機関のあて先
 7. 2. 5 供給者に要求される経済上及び技術上の要件、資金上の保証並びに情報
 7. 2. 6 入札招請書に対して支払うべき金額及びその支払条件
 7. 2. 7 機関が入札を招請しているのが購入か借入れかの別
 7. 2. 8 入札招請書が発出されるおおよその時期
 7. 2. 9 事前説明会が開催される期日
7. 3 機関は、ガットのいずれかの公用語で、少なくとも次の事項を含め調達計画の公示の概要について公示する。

7. 3. 1 契約の対象事項
 7. 3. 2 入札書又は入札に招請されるための申告書の提出期限
 7. 3. 3 契約に関する文書を入手することができる場所
8. 調達計画について公示した場合において、入札書の受領の最終期日の前に当該公示を修正し又は再度公示することが必要となったときは、修正され又は再度公示される公示は、当初の公示が配布された範囲と同一の範囲に配布される。
9. 入札説明書／入札招請書
9. 1 機関は、予想される供給者に対して同機関の要求要件を伝え、また、供給者からの入札を招請するために、書面による入札招請書を利用することとし、調達計画の各々について、機関が承知する内外の供給者（衛星を供給することに関心を示した者を含む。）からの入札書の提出を招請する。

入札招請書は、写しを要求した供給者のすべてに配布される。

入札招請書には、供給者が入札を適切に準備するために必要なすべての情報を記載する。

入札招請書を発行し配布した場合において、入札書の受領の最終期日の前に入札招請書の修正が必要となったときは、その修正は、当初の入札招請書が配布された範囲と同一の範囲に配布される。
 9. 2 機関は、その調達に関し、予想される供給者のすべてに対して、同一の情報を提供するものとし、一部の供給者に対して将来の入札招請に関する事前知識を与えてはならない。ただし、機関は、2に定めるとおり、調達企画を実施し、最低限の要求要件を確立するために機関が承知するところの予想される供給者のすべてに対して、入札招請書に関する情報を提供することができる。
 9. 3 入札招請前の通知及び事前説明会は、関係供給者を啓発し、特定するとともに、非研究開発衛星の概略に基づく予備的な情報を要請し、複雑な仕様書を説明し、又は、将来入札する可能性のある供給者を援助するための予備的な措置として使用される。機関は、入札招請前の通知を、潜在的な供給者のすべてに対して行うとともに、官報にその通知を掲載する。それぞれの入札招請前の通知は、少なくとも、次のものを含む。
 9. 3. 1 その公示に応じて提出されるべき情報
 9. 3. 2 事前説明会に係る特定の情報（日時、場所その他の関連情報を含む。）
 9. 3. 3 調達への関心表明の要請及び当該表明の受領期日。機関は、

それぞれの潜在的供給者から、招請に応じて提案書を提出する意図があるかどうかの意思表示を要求するものとする。

予想された供給者が招請に応じないこととした場合には、適切な根拠又は理由が追及され、提供されるべきである。

- 9.4 供給者に提供される入札招請書には、供給者が有効な入札書を提出するために、調達計画の公示において記載しなければならない情報及び少なくとも次の事項に関する情報を含め、必要な情報を記載する。
 - 9.4.1 入札書を送付すべき機関の住所
 - 9.4.2 補足的な情報を要請する場合においてその要請を送付すべきあて先
 - 9.4.3 入札書及び入札に係る文書の作成に用いる言語
 - 9.4.4 入札書の受領の最終日時及び入札書が受領される期間
 - 9.4.5 開札に立ち会うことを認められる者並びに開札の日時及び場所
 - 9.4.6 供給者に要求される経済上及び技術上の要件、資金上の保証並びに情報又は文書
 - 9.4.7 要求される非研究開発衛星又はこれに関する要件についての完全な説明（技術仕様、製品が満たすべき適合性の証明並びに必要な設計図、図案及び解説資料を含む。）
 - 9.4.8 落札基準（入札を評価する際に考慮される要因であって価格以外のもの並びに輸送費、保険料及び検査費、外国産品の場合における関税その他の輸入課徴金、租税及び支払通貨等入札価格を評価する際に含める費用の要素を含む。）
 - 9.4.9 支払条件
 - 9.4.10 その他の条件
 - 9.4.11 入札招請書には入札説明会の日時及び場所を記載するものとする。
- 9.5 入札受領のためのいずれの期限も、外国の供給者及び国内供給者が入札の行われる前に入札書を準備し、かつ、提出することができるよう決定される。期間は、期限の決定に当たり、期間の合理的と認める必要性に基づき、調達計画の複雑なこと、予想される下請契約の範囲、外国及び国内の地点から入札書を郵送するため通常要する時間等の要素を考慮する。
 - 9.5.1 いずれの納入期日の決定に当たっても、機関の合理的と認める必要性に基づき、調達計画の複雑なこと、予想される下請契約の範囲並びに製造、在庫の積出し及び供給地点からの貨物の輸送に実際に要する時間等の要素を考慮する。
 - 9.5.2 非研究開発衛星の調達に適用されるこれらの手続においては、

入札書の受領のため定める期限は、官報において調達計画を公示する日から45日未満であってはならない。

9.6 入札説明会

入札招請書その他の関係文書の発出後、入札招請書に定める入札書の受領期限に合理的な程度先立つ時期において、機関は、入札説明会を開催する。入札招請書には、入札説明会の日時、場所その他の関連情報に係る特定の情報を記載する。入札招請書には、入札説明会への出席を勧告する旨及び出席は義務的なものでも入札提出の前提条件でもなく、入札書の評価においても考慮されない旨を明確に記述する。

9.7 入札書の提出、受領及び開札

9.7.1 入札は、原則として、書面により、直接又は郵便で行い、入札の評価に必要な全ての情報、特に入札者が提示する確定的な価格（種々の原価の完全な評価ができるよう十分に詳細に区分された原価と価格データを含む。）並びに入札招請の条件及び規定に同意する旨の記述を含めなければならない。加入電信、電報又はテレコピーによる入札が調達機関により認められている場合も上記の要件を満たしていなければならない。当該入札は、書簡によって又は加入電信、電報若しくはテレコピーの署名入り写しの送付によって速やかに確認されなければならない。電話による入札は、認めない。加入電信、電報又はテレコピーの内容と期限後に受領した文書との間に相違又は矛盾がある場合には、これらの内容は、これらの文書に優先する。

9.7.2 開札から落札までの間に故意でない誤りを訂正する機会を供給者に与える場合には、差別的慣行をもたらすように与えてはならない。

9.7.3 入札書が入札説明書に指定する部局に定められた日時の後に到着した場合において、その遅延が専ら機関の取扱いの誤りによるものであるときは、供給者が不利に取り扱われることはない。入札書は、他の例外的事態の下においても、機関が手続を定めている場合には、考慮の対象となることがある。

9.7.4 機関が求めた入札書は、開札が規則正しく行われること及び開札の結果得られる情報の入手が可能であることを保証する手続及び条件に従って受領され、かつ、開披される。

機関は、これを確保するため、かつ、公開入札の手続に関連して、入札者若しくはその代理人又は調達の過程に関係のない適当かつ公平な証人の立会いの下における開札について規定する。開札に関する報告が作成され、機関により保管され

る。

10. 評価基準

10. 1. 1 調達機関は、以下を目的とする選定手続をとる。
10. 1. 2 競争の最大化
10. 1. 3 入札招請書、評価及び選定の複雑さの最小化
10. 1. 4 供給者が提示した入札書の公平かつ包括的な評価の確保
10. 1. 5 入札招請書に記載された評価要素のみを考慮して、その入札書が機関にとり総合的価値が最大であるような供給者の選定の確保
10. 2 入札書は、ミッションに適した機能的性能の要素、関連する経験、世界的な過去の実績、価格その他の特定された要素を考慮して、機会にとっての最大の総合的価値に基づき評価される。これらの要素は、公開、透明、かつ、無差別の手続を確保するように用いられなければならない。特定の調達に用いられる評価要素は、当該調達の入札招請書において特定されねばならない。
10. 3 調達機関は、当該非研究開発衛星調達の見積契約価格を、民間における類似の業務環境の下での類似の非研究開発衛星の価格に基づき、設定する。それが不可能な場合には、入手可能な最大限の情報をを用いるものとする。
10. 4 調達機関によって設定された見積契約価格と同額又はそれ以下で、一又は二以上の入札があり、かつ、調達機関により設定された最低限の要求要件を満たしている場合、入札のやり直しは明示的に禁止される。
10. 5 調達機関は、一の供給者のみが参加した場合でも、その供給者が入札招請書で設定された最低限の要求要件を満たし、かつ、同供給者の申し出た価格が、10. 3に従って設定された非研究開発衛星の調達の見積契約価格と同額か又はそれ以下の場合には、入札のやり直しを要求しない。
10. 6 入札の評価及び選定において考慮される要素は、特定の非研究開発衛星の各々に合わせて決定されるべきである。それが確定され入札招請書に規定された後は、その特定の調達に関する評価要素及び各事項の重要度は、正式に入札招請書を修正することなくして変更されてはならない。機関が必要と考える場合には、その他の関連要素をも含むことができる。
10. 7 落札の対象とされるためには、入札書は、開札の時に入札招請書の基本的要件に適合したものでなければならない。機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を

受領した場合には、入札者の参加条件及び契約履行可能性の観点から当該価格につき当該入札者に照会することができる。

10. 8 機関は、公共の利益のために契約を締結しないと決定した場合を除くほか、国内産品に係る入札であるか外国産品に係る入札であるかを問わず、十分に契約を履行する能力があると決定された入札者であって、入札招請書に定める特定の評価要素により最大の総合的価値があると決定された入札を行った者を落札者とする。
10. 9 評価を行った結果、入札招請書に定める特定の評価要素によりいずれの入札が明白に最も有利であると認められない場合には、機関は、その後の交渉において、競争範囲内にあるすべての入札に対して同等の考慮を払い、かつ、同等の待遇を与える。
10. 10 不当廉売の禁止を含め、独占禁止法に違反する入札に基づき非研究開発衛星を調達することは、政府の政策に反し、また、政府の直接の若しくは間接的な監視下にある調達機関の方針に反する。
10. 11 価格その他の条件において公正な競争を不法に阻害する入札が行われた場合、その入札は全面的に無効とされ、調達機関は、当該入札を非研究開発衛星契約の落札対象として考慮しない。
10. 12 前項にいう入札書を提出した供給者は、原則として、当該非研究開発衛星調達に関し入札書を再提出する資格はないものとする。当該供給者の名は、公にされる。

1 1. 応札者への落札後の報告及び通知

11. 1 機関は、評価の過程が完了した後、直ちに落札を行い、開示が機関の利益に反する可能性のある場合を除くほか、入札が受理されず又は落札とならなかった供給者に対して速やかにその旨を通知する。通知は、落札者とされなかった供給者が要請する場合には、入札が受理されず、又は、落札とならなかった理由を記するものとする。

いかなる場合にも、機関は第三者に対して供給者の企業秘密、製造過程及び技術その他の商業上の秘密情報を開示しない。
11. 2 落札者とされなかった供給者の要請がある場合には、機関は、当該供給者の入札の見直しの機会を設けることとし、協定第6条の規定に従って当該供給者の入札が排除された理由に関する情報を提供する。

IV. 衛星調達に関する苦情処理機構

1. 概論

非研究開発衛星の調達を行うに当たっては、公正で開かれた競争に基づき、また、この手続の規定が遵守されるよう、以下の苦情処理手続がこの手続の発効の日から30日後より有効となる。

2. 調達審査委員会

2. 1 政府は、この手続の非研究開発衛星の調達に関する潜在的供給者からの苦情を審査するための独立の審査機関として、調達審査委員会（委員会）が組織されることを確保する。委員会は、審査する非研究開発衛星の調達に実質的な利害関係をもつものであってはならない。
2. 2 委員会は、苦情を文書で受理し、機関による非研究開発衛星の調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、また、機関に対する提案を行う。
2. 3 委員会は、公的分野の調達に関する有識者で構成する。苦情に関する審査に当たり利害関係を有する委員は参加できない。

3. 調達審査手続

3. 1 潜在的供給者は、この手続の意図又はいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、苦情を申請できる。本手続の違反があると考える場合には、まず調達機関との間で解決を得ることが奨励される。
3. 2 苦情申請の時期
 3. 2. 1 苦情は、調達手続のいずれの段階であっても申請できるが、苦情の要因が判明し又は当然判明し得るようになってから10日以内になされなければならない。潜在的供給者は、委員会に苦情を申請した後1日以内にその写しを調達機関に提出する。（日数の計算は、特に規定がない限り、暦年に基づくものとする。）
 3. 2. 2 委員会は、苦情が遅れて申請されても正当な理由があるか、その苦情が本手続の目的上重要な意味を持つと認める場合には、当該苦情を受理できる。
3. 3 委員会は、申請後7日以内に苦情を審査する。下記の各項に該当する場合には、理由を付して、書面により却下することができる。
 3. 3. 1 遅れて申請された場合
 3. 3. 2 この手続と関係がない場合

- 3. 3. 3 軽微又は無意味な場合
- 3. 3. 4 潜在的供給者からの申請でない場合
- 3. 3. 5 その他、委員会が審査するのが適当でない場合
- 3. 4 委員会は、苦情が正当に申請されたと認めた場合、すべての潜在的供給者に1日以内に文書で通知する。
- 3. 5 落札又は供給手続の停止
 - 3. 5. 1 委員会は、落札に至る前の段階での苦情申請については、苦情処理に係る期間内は調達手続を停止する旨の要請を申請後10日以内に速やかに文書で行う。
 - 3. 5. 2 委員会は、落札以後10日以内に申請された苦情申請については、苦情処理に係る期間内は契約執行を停止する旨の要請を速やかに文書で行う。
 - 3. 5. 3 調達機関は、委員会から調達手続又は契約執行停止の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。ただし、当該機関の長が、緊急かつやむを得ない状況にあるため機関として委員会の要請に応じることができないと判断し、かつ、その旨を事実関係とともに委員会に通知する場合には、この限りではない。
- 3. 6 調査
 - 3. 6. 1 委員会は、申請者及び機関による説明、要請その他の文書を含め、苦情についての調査を行わなければならない。
 - 3. 6. 2 委員会は、申請者若しくは機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。
- 3. 7 機関の報告書
 - 3. 7. 1 調達機関は、苦情申請書の写しが提出された後25日以内に、委員会に対し、下記の事項を含め、苦情に関する完結した文書を提出しなければならない。
 - 3. 7. 1. 1 入札招請書（その苦情に関連する仕様書又はその一部を含む。）
 - 3. 7. 1. 2 その他苦情に関連するすべての文書
 - 3. 7. 1. 3 すべての関連事実、判明事実、機関によりとられた行為及び提案が明記され、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文
 - 3. 7. 1. 4 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事実又は情報
 - 3. 7. 2 委員会は、3.7.1にいう報告を受領後直ちに、関係文書の写しを申請者に送付するとともに、申請者に対し、関係文書を

受領後 7 日以内に、委員会に対しその意見を提出するか、又は、当該文書に基づき事実の判断を望む旨の要望を提出する機会を与えなければならない。

委員会は、意見を受領した後直ちにその写しを調達機関に送付しなければならない。

3. 8 参加者

機関、申請者、及び当該落札又は落札できなかったことにより経済的利益に直接影響を受ける潜在的供給者は、苦情処理手続に参加することができる。ただし、潜在的供給者は、3. 4に定める通知を受けた後 7 日以内に参加の意図を委員会に通知しなければならない。参加者は、3. 3によって妨げられない限り、3. 7. 2に定める手続の適用を受ける。

4. 審査結果及び提案

4. 1 委員会は、苦情が申請された後 90 日以内に審査結果の報告書及び機関に対する提案を作成する。審査結果においては、委員会としては、苦情のすべて又は一部を認めるか又は却下するかを明らかにするとともに、調達の手続又は落札がこの手続の意図又は特定の規定に反して行われたものかどうかを明らかにしなければならない。

4. 2 委員会は、法律に違反する不正、行動又は行為の証拠を見出した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、事実を当該当局に付託する。たとえば、独占禁止法の規定に違反した入札を行った供給者が落札したおそれが強いと委員会が考える場合には、委員会は、当該行為につき公正取引委員会に通報し、独占禁止法違反の有無を認定すること及び適当な措置をとることを要請する。

4. 3 前項の規定により委員会が公正取引委員会への通報を行った場合には、委員会は調達機関に対し、公正取引委員会が最終的な結論を委員会に通知するまでの間、当該契約の執行を停止するよう要請する。調達機関は委員会からの契約執行停止の要請を受けた場合は、原則としてこれに従う。

公正取引委員会の通知を受け、委員会は苦情に関する審査を完結するが、公正取引委員会が独禁法違反があると認めた場合には、委員会は、当該調達機関に対し、適当な是正策を提案する。

4. 4 委員会は、審査結果及び提案を作成するに当たり、調達手続の瑕疵の程度、一部又はすべての潜在的供給者に対する差別の程度、この手続の一体性及び手段の有効性の障害の程度、参加者の誠意、当該契約の執行がこの手続に関連している範囲を含め、当該調達手続及び落札に係るすべての状況を考慮するものとする。

4. 5 委員会が、この手続きの意図、又はいずれかの規定が実施されていないと認めた場合には、下記の一又は二以上を含む適当な是正策を提案する。
 4. 5. 1 新たに入札手続を行う。
 4. 5. 2 入札条件は変えず再度入札を行う。
 4. 5. 3 入札を再審査する。
 4. 5. 4 他の供給者を落札者とする。
 4. 5. 5 契約を破棄する。
4. 6 委員会は審査結果内容を文書にし、提案とともに一日以内に苦情申請者、当該調達機関及び他の潜在的供給者に送付する。外務省は写し一部の送付を受け、審査結果に関する外国関係者からの照会に応ずる。
4. 7 調達機関は、委員会に正当に申請された苦情に係る委員会の審査結果に、当該機関自身の決定として、原則として従うものとする。

5. 迅速審査

5. 1 委員会は、苦情申請者又は機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、以下の手続（以下「迅速審査」という。）に従い苦情処理を行うか否かについて決定する。
5. 2 委員会は、迅速審査の要請を受け取ってから2日以内に、迅速審査を適用するか否かを決定し、苦情申請者、機関及び3. 8にいう参加者に対して、その旨を通知する。
5. 3 迅速審査が適用される場合の期限及び手続は、下記のとおりとする。
 5. 3. 1 調達機関は、委員会から迅速審査適用の通知を受けた後10日以内に、3. 7に定める報告書を委員会に提出する。委員会は、報告書を受領後、直ちに苦情申請者及び参加者に関連文書を送付する。委員会は、苦情申請者及び参加者に対し、当該文書に係る意見を委員会に提出するため又は当該文書に基づき事実の判断を望む旨の要望を委員会に提出するため、5日間の猶予を与える。委員会は、意見の受領後直ちに、その写しを調達機関に送付する。
 5. 3. 2 委員会は、苦情に関する審査結果及び提案を、苦情申請後45日以内に文書で行う。

附 属 書 I
人工衛星の研究開発及び調達に関する政策及び手続
(仮訳)

人工衛星の研究開発及び調達問題に関する最近の討議の結果として、日本国政府及び合衆国政府は、次のとおり確認する。

1. 非研究開発衛星を公開、透明、かつ、無差別の方法で調達することは、日本国政府の政策である。
2. (1) 日本国政府又は衛星調達手続が政府の直接の若しくは間接的な監督の下にある機関（N T Tを含む。）による、又は、それらの政府若しくは機関のための、研究開発衛星及び非研究開発衛星上の研究開発ペイロードを除くすべての人工衛星の調達は、公開、透明、かつ、無差別の手続に従って行われる。

(2) 日本国政府は、NHKその他の団体による非研究開発衛星の調達に影響を与えず、又はそのような調達を妨害若しくは阻害せず、また、それらを企図もしない。

(3) 前記の手続は附属書Ⅱに定められ、かつ、改正されたガットの政府調達に関する協定と合致するものである。
3. 両国政府は、現実的な対応として、研究開発衛星に関し次の了解を記載することを決定した。
 - (1) 「研究開発衛星」とは、専ら又は概ね、おのおのの国にとり新たな技術を宇宙において開発若しくは実証すること又は非商業的な科学的研究を行うことを目的として設計され、かつ、使用される人工衛星を意味する。
 - (2) 「研究開発ペイロード」とは、専ら、おのおのの国にとり新たな技術を宇宙において開発若しくは実証すること又は非商業的な科学的研究を行うことを目的として設計され、かつ、使用されるペイロードを意味する。
 - (3) 商業目的で又は恒常的サービスを継続して提供するために設計され、又は、使用される人工衛星は、研究開発衛星ではない。

(4) 1988年以降利用され、又は、現在開発予定である日米両国の研究開発衛星の典型的な例が附属書Ⅲ及びⅣに掲げられる。

4. 日本国政府は、現行のCS-4計画を変更するための措置をとる。変更後の計画によれば、宇宙開発事業団は、3にいう研究開発衛星の定義に合致する日本国にとり新たな技術を宇宙において実証することを目的とする研究開発衛星を開発することとなる。

5. この政策は、日本国政府又は2にいう団体によるすべての衛星調達であって、1990年6月15日以降に開始され又は継続中であるものについて適用される。ただし、当該日より前に開発契約が法的に発効している衛星は例外とする。

附 属 書 Ⅱ

(別紙「非研究開発衛星の調達手続」のとおり。)

附 属 書 Ⅲ

(注)

日本の研究開発衛星の典型的な例

衛星名	打上げ年度
E X O S - D	8 8
M U S E S - A	8 9
M O S - 1 b	8 9
I M L - 1	9 0
S E P A C - A	9 0
F M P T	9 1
S O L A R - A	9 1
E R S - 1	9 1
G E O T A I L	9 2
I M L - 2	9 2
A S T R O - D	9 2
E T S - V I	9 3
S F U	9 3
M U S E S - B	9 4
A D E O S	9 4
J E M	9 7

(注) この手続において、全ての有人宇宙システムは研究開発衛星と定義される。

附 属 書 IV

(注)

米国の研究開発衛星の典型的な例

OCEAN TOPOGRAPHY EXPERIMENT (TOPOX/POSEIDON)

COMET RENDEZVOUS ASTEROID FLYBY (CRAF)

CASSINI

COSMIC BACKGROUND EXPLORER (COBE)

HUBBLE SPACE TELESCOPE (HST)

ADVANCED COMMUNICATIONS TECHNOLOGY SATELLITE (ACTS)

EARTH OBSERVING SYSTEM (EOS)

MARS OBSERVER

GAMMA RAY OBSERVATORY (GRO)

ADVANCED X-RAY ASTROPHYSICS FACILITY (AXAF)

UPPER ATMOSPHERE RESEARCH SATELLITE (UARS)

GLOBAL GEOSPACE SCIENCE (GGS) PROGRAM - - POLAR, WIND

MANNED SPACE SYSTEMS

(注) この手続において、全ての有人宇宙システムは研究開発衛星と定義される。